

国民健康保険税率改定の諮問について

背景

全国的に高齢化が進行し、医療費も増大の一途をたどってきている。国立市も例外ではなく、高齢化の進行や医療の高度化により医療費は近年大きく増加してきている。

現状と今後の推移

(歳出面) 保険給付費(医療費)の急激な伸び(見込み)

平成 27 年度 49 億円、平成 28 年度 50 億円

平成 29 年度 52 億円、平成 30 年度 53 億円

今後も毎年 2%の伸びが予測される。特に 65 歳以上前期高齢者の入院費(主要因はがん、糖尿病等)が伸びている。

(歳入面) 国民健康保険税収入の減少

加入者の所得や被保険者数の減少等により、今後も収納率は高いが調定額が減少していくことが見込まれる。

諮問の目的

その他(赤字)繰入増加(見込み)の圧縮

平成 27 年度当初予算 8 億円、平成 27 年度決算見込み 11 億円、平成 28 年度 11.7 億円

平成 29 年度 12.5 億円、平成 30 年度 13.3 億円

平成 27 年度以降高い水準が見込まれる。本来財政改革審議会の答申にあるように 6 億円台を目指したいが、市民生活に大きな影響を与えることが考えられる。仮に一般会計からの赤字繰入額 1 ケタ台(9 億円台)まで圧縮するためには、3 億円程度の収支改善が必要である。参考までに、平成 26 年度決算においては、被保険者 1 人当たりの繰入額 37,418 円で 26 市中 10 位(平成 26 年度決算 26 市平均 34,834 円)となっている。平成 27 年度決算見込みを計算すると 56,125 円となり、平成 28 年度から赤字繰入額を 3 億円圧縮した場合においては 40,870 円となる。

平成 30 年度の国保広域化に伴う激変緩和

国立市の国民健康保険税は平成 30 年度から現行の東京都 23 区並みの保険料率(国立市の場合 6 億円程度の調定額の増)になることが見込まれることから、平成 28 年度に 3 億円程度の改定をすることは、急激な保険税の上昇に対して、結果的に激変緩和となる。

諮問内容

保険税率等の改定

一般会計から、その他繰入金を約 3 億円圧縮するために保険税率を改定する。

参考までに、平成 26 年度決算においては、被保険者 1 人当たりの調定額は 77,287 円で 26 市中 21 位と低い水準となっている。(平成 26 年度決算 26 市平均 82,513 円)平成 28 年度に多摩 26 市中 19 市が税率改定を予定している。

その他今後の対策(歳入増・歳出抑制)について

- ・国の公費負担割合の拡大についての市長会要望の継続。
- ・医療費適正化事業の継続(糖尿病重症化予防、ジェネリック医薬品、レセプト点検等)。
- ・特定健康診査等実施計画の推進。・健康づくり計画における疾病予防事業の強化。

国民健康保険特別会計歳入・歳出見積(H28～H30年度)について

1.見積の設定条件

歳入

- (1) 保険税については、平成25年度に税率改定、平成26、27年度は軽減範囲の拡充があるため前年度に対し増減があるが、所得の減少や被保険者数の減少を加味し、-1%の減と見込む。
- (2) 国庫支出金と都支出金は、保険給付費の増に応じてそれぞれ定率分としてそれぞれ32%と9%分を計上する。
- (3) 補助金や交付金については、増減が見込みにくいため平成27年度の金額をベースにする。
- (4) 繰越金については、0とする。
- (5) 基盤安定繰入金(法定内)については平成27年度より増加見込みの40,000千円を含む。

歳出

- (1) 総務費は保険証の更新に合わせて平成27年度実績8,300千円を増減させる。(平成28年度 減額、平成29年度 増額、平成30年度 減額)
- (2) 保険給付費は平成27年度は年度途中のため見込みを平成27年5月～9月の実績から1カ月平均を算出し年間4,978,178千円とし、対前年度の伸び率を5.84%とした。
- (3) 平成28年度以降の保険給付費については、平成24～平成27年度の伸び率の平均により2%の伸び率とする。
- (4) 納付金や拠出金については、増減が見込みにくいため平成27年度をベースにする。
- (5) 平成28年度の診療報酬改定による影響は見込んでいない。

2.今後想定される見積の増加(減少)について

- (1) 景気動向による国保税の所得割及び被保険者数の増減
- (2) インフルエンザやデング熱などでの保険給付費の増加及び自然増の見込み
- (3) 診療報酬改定
- (4) 補助金や交付金、納付金、拠出金等の制度改正(係数変更等)による増減

表1 歳入見積(平成27年度～平成30年度)

歳入	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(見込み) 歳入額 (千円)	(見込み) 歳入額 (千円)	(見込み) 歳入額 (千円)	(見込み) 歳入額 (千円)
国民健康 保険税(1)	1,538,420	1,523,036	1,507,806	1,492,728
国庫支出金 (2)	1,558,151	1,590,011	1,622,508	1,655,656
療養給付費等 交付金(3)	270,952	270,952	270,952	270,952
前期高齢者 交付金(3)	1,359,356	1,359,356	1,359,356	1,359,356
都支出金 (2)	550,490	559,450	568,590	577,913
共同事業 交付金(3)	2,011,097	2,011,097	2,011,097	2,011,097
繰入金(A+B)	1,439,523	1,505,351	1,588,798	1,656,691
法定内A(5)	335,761	327,461	335,761	327,461
法定外(赤字)B	1,103,762	1,177,890	1,253,037	1,329,230
繰越金(4)	0	0	0	0
諸収入	10,167	10,167	10,167	10,167
合計	8,738,156	8,829,420	8,939,274	9,034,560

- 1 国保税は-1%の伸び(所得の低下・被保険者数減少等)。
- 2 国・都の支出金は定率分としてそれぞれ32%と9%で計上。
- 3 補助金等は平成27年度をベースとする。
- 4 繰越金は0円とする。
- 5 基盤安定繰入金は増加分(40,000千円)を含む。

表2 歳出見積(平成27年度～平成30年度)

歳出	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	(見込み) 歳出額 (千円)	(見込み) 歳出額 (千円)	(見込み) 歳出額 (千円)	(見込み) 歳出額 (千円)
総務費(6)	99,389	91,089	99,389	91,089
保険給付費 (7・8・10)	4,978,178	5,077,742	5,179,296	5,282,882
後期高齢者 支援金等(9)	1,041,793	1,041,793	1,041,793	1,041,793
前期高齢者 納付金(9)	617	617	617	617
老人保険 拠出金(9)	38	38	38	38
介護納付金 (9)	448,405	448,405	448,405	448,405
共同事業 拠出金(9)	2,011,404	2,011,404	2,011,404	2,011,404
保健事業費	95,911	95,911	95,911	95,911
諸支出金	62,421	62,421	62,421	62,421
合計	8,738,156	8,829,420	8,939,274	9,034,560

- 6 総務費は平成27年度・平成29年度は8,300千円増額(保険証更新分)
- 7 保険給付費:平成27年度見込みは4,978,178千円とする。
- 8 保険給付費:平成28年度からの伸び率を2%とする。
- 9 拠出金等は、平成27年度をベースとする。
- 10 診療報酬改定は見込んでいない。

国民健康保険税率改定案とその効果について

1.国民健康保険税率の改定案について

現行(平成27年度)

	所得割(%)	均等割(円)	課税限度額(円)
医療分	4.6	18,500	510,000
後期高齢者支援分	1.2	7,600	140,000
介護分	1.15	9,000	120,000

現行調定額A 1,435,522千円

改定案(平成28年度以降)

	所得割(%)	均等割(円)	課税限度額(円)
医療分	5.5	20,000	520,000
後期高齢者支援分	1.8	10,000	170,000
介護分	1.85	11,000	160,000

改定案調定額B 1,754,282千円

改定案ポイント

医療分:所得割0.9ポイント、均等割1,500円、課税限度額10,000円増額
 後期高齢者支援分:所得割0.6ポイント、均等割2,400円
 課税限度額30,000円増額
 介護分:所得割0.7ポイント、均等割2,000円、課税限度額40,000円増額
 課税限度額については、平成27年1月7日付国民健康保険運営協議会の答申に基づき国基準に合わせて改定して計算した。

2.国民健康保険税率改定案の効果について

現行調定額(現年度課税分)A	1,435,522 千円
改定案調定額(現年度課税分)B	1,754,282 千円
<u>調定額の差</u>	<u>318,760 千円</u>

改定案効果額

調定額 318,760千円増額
 収納率を94%とすると
 収入額 299,634千円増額

法定外(赤字)繰入金	-	収入額	=
1,253,386千円	-	<u>299,634千円</u>	=

法定外(赤字)繰入金	=	一般会計繰出金
<u>953,752千円</u>		

平成28年度～平成30年度
 見込みによる
 法定外(赤字分)平均

3.改定後の世帯類型別国民健康保険税の推移について(モデル)
(円/年間)

	現行	改定後	増加分	備考	医療分 + 後期分	介護分 (40～64歳)
単身世帯 所得無 70歳	7,700	9,000	1,300	年金収入年間120万円以下 均等割7割軽減		
単身世帯 所得無 50歳	10,400	12,300	1,900	給与収入年間65万円以下 均等割7割軽減		
単身世帯 所得200万 70歳	122,900	151,800	28,900	年金収入年間325万円程度		
単身世帯 所得200万 50歳	151,100	193,600	42,500	給与収入年間310万円程度		
3人世帯 所得300万 夫婦30代子1人	233,100	284,800	51,700	給与収入年間450万円程度		
3人世帯 所得300万 夫婦40代子1人	281,800	356,100	74,300	給与収入年間450万円程度		
4人世帯 所得400万 夫婦30代子2人	317,200	387,800	70,600	給与収入年間570万円程度		
4人世帯 所得400万 夫婦40代子2人	377,400	477,600	100,200	給与収入年間570万円程度		

医療分・後期高齢者支援分は全員、介護分は、40歳～64歳までが課税対象